

株式会社メンバーズ 定款

定 款

第1章 総 則

【商 号】

第1条 当会社は、株式会社 メンバーズと称し、英文では、Members Co., Ltd. と表示する。

【ミッション】

第2条 “MEMBERSHIP” で、心豊かな社会を創る

メンバーズはマーケティングの基本概念を「人の心を動かすもの」と捉えており、インターネット／デジタルテクノロジーは「企業と人々のエンゲージメントを高めるもの」と考えている。メンバーズは企業と人々の自発的貢献意欲を持って組織活動に参加する“MEMBERSHIP”による協力関係づくりを支援し、マーケティングの在り方・企業活動の在り方を「社会をより良くするもの」へと転換する。そして気候変動・人口減少等の現代の社会課題に取り組み、自社のみならず取引先、生活者と共に、人々の幸せや環境・社会と調和した脱炭素型で持続可能な経済モデル、ライフスタイルへと変革することで、世界の人々に心の豊かさを広げ、社会をより良くすることに貢献する。

【目 的】

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 企業の販売促進、宣伝活動の研究および企画制作
- (2) 通信システムによる情報の収集処理、ならびに販売に関する業務
- (3) 集金代行業務
- (4) テレビ、ラジオ、放送広告の立案制作、代理業務
- (5) 内外新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメール、その他すべての広告およびピアール業務
- (6) コンピュータを利用した情報提供サービス業務
- (7) インターネットのホームページの企画、制作の受託業務
- (8) 広告代理店業
- (9) コンピュータソフトウェアの販売業務
- (10) 市場調査またはその整理・分析業務要員の教育および派遣
- (11) マーケティングに関する出版物の発行業務
- (12) 電子商取引（インターネット等での商品の販売）
- (13) 労働者派遣事業、ならびに民間職業紹介業
- (14) 有価証券の取得、投資、保有および運用
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

【本店の所在地】

第4条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

【公告方法】

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

【発行可能株式総数】

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000 株とする。

【単元株式数】

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

【単元未満株式についての権利】

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

【自己株式の取得】

第9条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

【株主名簿管理人】

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当会社の株主名簿、および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

【株式取扱規則】

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

【基準日】

第12条 当会社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

【招集】

第13条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

【招集権者および議長】

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

【電子提供措置等】

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

【決議の方法】

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

【議事録】

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

【取締役会の設置】

第19条 当会社は取締役会を置く。

【取締役の員数】

第20条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、5名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、3名以上とする。

【取締役の選任および解任】

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役（監査等委員であるものを含む）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

4 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【取締役の任期】

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

【代表取締役および役付取締役】

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役会の招集権者および議長】

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

【取締役会の決議】

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

【重要な業務執行の決定の取締役への委任】

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

【取締役会の議事録】

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名する。

2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

【取締役会規程】

第29条 取締役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

【取締役の報酬等】

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

【取締役の責任免除】

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役等（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

【監査等委員会の設置】

第32条 当会社は監査等委員会を置く。

【常勤監査等委員】

第33条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

【監査等委員会の招集手続】

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

【監査等委員会の決議】

第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【監査等委員会の議事録】

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

2 監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。

【監査等委員会規程】

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

【会計監査人の設置】

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

【会計監査人の選任】

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

【会計監査人の任期】

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

【会計監査人の報酬等】

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

【事業年度】

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【期末配当金】

第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

【中間配当金】

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

【期末配当金等の除斥期間】

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。